

# 九州合唱コンクール 開催規程

## 第1章 総 則

### （名称）

第1条 名称は「第〇〇回九州合唱コンクール」とする。

### （大会目的）

第2条 九州合唱コンクールは、全日本合唱コンクール全国大会推薦団体の選考を兼ね、合唱音楽のレベル向上と九州地区音楽文化発展を目的として、県連から推薦された合唱団が出演し実施する。

### （主催）

第3条 主催は、全日本合唱連盟九州支部（以下九州支部と称する）・（開催県連）〇〇県合唱連盟・朝日新聞社とする。

### （後援）

第4条 後援は、開催地の自治体及び自治体教育委員会など九州支部で決定したものとする。

### （開催期日）

第5条 開催期日の基準は、原則として次のとおりとする。開催日程は、九州支部で決定する。

- （1）中学生部門 毎年9月第一週土曜日とする。
- （2）高等学校部門 毎年9月第一週金曜日とする。
- （3）大職一般部門 毎年9月第一週日曜日とする。

### （開催地）

第6条 開催地は、原則として8県連を持ち回りとして、九州支部の理事会で決定する。

### （推薦母体）

第7条 出演団体の推薦母体となる県連は次のとおりとする。

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 福岡県合唱連盟 | 佐賀県合唱連盟 | 長崎県合唱連盟  | 熊本県合唱連盟 |
| 大分県合唱連盟 | 宮崎県合唱連盟 | 鹿児島県合唱連盟 | 沖縄県合唱連盟 |

### （審査員）

第8条 審査員は、九州支部各県合唱連盟と朝日新聞社から推薦された候補者の中から、計5名をもって構成する。

## 第2章 部門・編成区分・出演人数

### （部門・編成区分・出演人数）

第9条 部門、編成区分と出演人数は次のとおりとする。

- （1）各部門と人数は、次のとおりとする。
  - ① 中学生部門
    - ・混声合唱の部 6名以上
    - ・同声合唱の部 6名以上
  - ② 高等学校部門
    - ・Aグループ（小編成の部） 6名以上32名以下
    - ・Bグループ（大編成の部） 33名以上

- ③ 大学職場一般部門
- ・大学ユースの部 6名以上
  - ・室内合唱の部 6名以上24名以下
  - ・同声合唱の部 8名以上
  - ・混声合唱の部 8名以上
- (2) 参加申し込み後の編成区分を変更することはできない。
- (3) 支部大会の出演人数は、県大会での申し込み人数の10%（端数は四捨五入）の増員まで認める。  
ただし、県大会の最大申込人数が40名未満の場合は4名の増員まで認める。
- (4) 出演人数は、指揮者、伴奏者、独唱者は含まない。  
ただし指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。
- (5) 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。  
ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

### 第3章 出演資格

#### （出演資格）

第10条 全日本合唱連盟に所属する各県合唱連盟に加盟している合唱団で、県大会で該当部門の代表として理事長の推薦を受けた合唱団、およびシード合唱団であること。

#### （各部門の出演合唱団資格）

第11条 各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

- (1) 各部門共通
- ・出演合唱団毎に連盟加盟を条件とする。
  - ・同一合唱団の出演は1回に限る。
  - ・合唱団メンバーの入れ替えはできない。全曲を同じメンバーで歌うこと。  
ただし、指揮者・伴奏者・譜めくりとの入れ替えは可能。  
また、指揮者・伴奏者・譜めくりが、歌い手になることも可能。
- (2) 中学生部門
- ・同一中学校合唱団・クラブ・有志で編成された合唱団。
  - ・地域クラブ・少年少女合唱団等の中学生年次並びに小学生年次で編成された合唱団。
  - ・同一中学校から複数の合唱団が出演できる。その場合、出場チームごとの加盟が必要。  
複数チームの出場については生徒の複数出演も可、ただし同一の合唱団でないこと。
  - ・合同合唱団での出場の場合は合同の団体数、各団体の人数は問わない。
  - ・合同合唱団は各団体が加盟するか、もしくは合同合唱団として加盟する必要がある。  
各団体が加盟していれば、合同合唱団としての新たな加盟は不要。
  - ・同一生徒の複数出演は可能。
- (3) 高等学校部門
- ・高等学校合唱団・クラブ・有志に在籍する生徒で編成する合唱団。
  - ・合同合唱団での出場の場合は合同の団体数は問わない、合同の内1校は人数上限なし、他学校は8名未満とする。
  - ・合同合唱団は各学校が加盟するか、もしくは合同合唱団として加盟すること。  
各団体が加盟していれば、合同合唱団としての新たな加盟は不要。
  - ・同一高等学校から複数の合唱団が出演できる。その場合出場チームごとにそれぞれ加盟が必要。  
複数チームの出場については同じ種別内でなければ生徒の複数出演は可。同一合唱団でないこと。
- (4) 中高一貫校について
- ・中高一貫校は高等学校部門に、中学校相当学年を含めた編成で出演することができる。  
その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学生部門に出演することはできない。

- ・中高一貫校で高等学校部門に出演しない中学校相当学年の生徒だけで、高等学校部門に出演した合唱部とは別に加盟し、中学生部門に出演することができる。
- (3) 大学職場一般部門（大学ユース・室内・同声・混声）
  - ・大学職場一般部門には、中学生部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
  - ①大学ユースの部
    - ・出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
    - ※出演団体は、出演するメンバー全員の名簿（名前と年齢を記載）を提出する。
  - ②室内合唱の部
    - ・出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団。
  - ③混声合唱の部
    - ・出演人数が8名以上で編成する合唱団。
  - ④同声合唱の部
    - ・出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。

**（指揮者・伴奏者）**

第12条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。

ただし、中学校・高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。  
また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、第10条の出演資格を満たさなければならない。

**（シード合唱団）**

第13条 シード合唱団は次のとおりとする。

- (1) 全国大会シード合唱団は、次年度全国大会への全日本合唱連盟推薦合唱団として県及び支部大会の審査対象外で全国大会に出演しなければならない。
- (2) シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した部門・編成区分を変更することはできない。

## **第4章 演奏曲及び演奏時間**

**（演奏曲）**

第14条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 中学生部門は自由曲のみとする。
- (2) 高等学校、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。  
この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 出演者全員により、全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

**（課題曲・自由曲）**

第15条 課題曲と自由曲の演奏は、次のとおりとする。

- (1) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズから1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- (2) 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。

**（演奏時間）**

第16条 演奏時間は、次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は、失格として審査の対象としない。

- (1) 中学生部門  
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (2) 高等学校部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

(3) 大学職場一般部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

(伴奏楽器)

第17条 伴奏楽器は、自由とする。ただし、主催者の用意するもの（グランドピアノ1台）以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

第18条 県大会を通じて、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

(出演順)

第19条 九州支部大会の出演順は、本大会開催年度の前年度秋季理事会で、県連理事の抽選により決定する。ただし、全国シード団体（大職一般部門）の演奏順は各部の最後とする。

## 第5章 県連代表

(県連から九州大会に推薦できる合唱団体数)

第20条 原則として、8月第1日曜日までに各県大会（または推薦）を行い、県連理事長は、直ちにその結果を九州支部あてに報告する。

(1) 県大会から九州合唱コンクールに出場する団体を推薦する場合は次のとおりとする。

〈中学生部門・高等学校部門〉

|           |            |     |
|-----------|------------|-----|
| 県大会参加の合計数 | 4団体まで      | 2団体 |
| 県大会参加の合計数 | 5団体～ 8団体   | 3団体 |
| 県大会参加の合計数 | 9団体～ 12団体  | 4団体 |
| 県大会参加の合計数 | 13団体～ 16団体 | 5団体 |
| 県大会参加の合計数 | 17団体～ 20団体 | 6団体 |

以下これに準ずる。

〈大学職場一般部門〉

①大学ユースの部

|           |          |     |
|-----------|----------|-----|
| 県大会参加の合計数 | 3団体まで    | 2団体 |
| 県大会参加の合計数 | 4団体～ 6団体 | 3団体 |
| 県大会参加の合計数 | 7団体～ 9団体 | 4団体 |

以下これに準ずる

②室内合唱の部・同声合唱の部・混声合唱の部

|           |            |     |
|-----------|------------|-----|
| 県大会参加の合計数 | 3団体まで      | 2団体 |
| 県大会参加の合計数 | 4団体～ 6団体   | 3団体 |
| 県大会参加の合計数 | 7団体～ 9団体   | 4団体 |
| 県大会参加の合計数 | 10団体～ 12団体 | 5団体 |
| 県大会参加の合計数 | 13団体～ 15団体 | 6団体 |

以下これに準ずる

ただし、県大会参加の合計数で九州大会へ推薦する。その際、区分（室内合唱の部・同声合唱の混声合唱の部）を問わず、自由に推薦枠の団体数を推薦できる。

- (2) 高等学校部門において前年度全国大会に出場した団体は、次年度の九州合唱コンクールにシードとする。その場合、県大会には出場し、参加数に加える。
- (3) 中学生部門において、前年度全国大会出場校の数を県連から九州大会へのシードとする。
- (4) 県大会を実施しないまま推薦する場合は、各部門とも1団体しか推薦できない。
- (5) 九州支部大会開催県連では、中学生部門（混声・同声）・高等学校部門（A・B）各区分を通じて、規定第20条より各1団体多く推薦できる。大学職場一般部門は、各区分（大学ユース・室内・同声・混声）を通じて、規定より各1団体多く推薦できる。
- (6) 県連理事長は決められた期日までに支部大会の結果に基づき、前条に定められた出演団体を推薦する。なお、演奏音源がない場合は推薦できない。

## 第6章 支部代表

### （支部大会から全国大会に推薦できる合唱団体数）

第21条 支部大会からの推薦団体数の上限は、支部大会傘下の県大会における参加合唱団数により、次のとおりとする。

（1）支部大会から全国大会に出場する団体を推薦する場合は次の通り。

〈中学生部門・高等学校部門〉

|             |             |     |
|-------------|-------------|-----|
| 県大会参加の支部合計数 | 25団体まで      | 2団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 26団体～50団体   | 3団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 51団体～75団体   | 4団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 76団体～100団体  | 5団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 101団体～125団体 | 6団体 |

以下これに準ずる。

ただし、編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部、Aグループ・Bグループ）に各1団体以上含まなければならない。

〈大学職場一般部門〉

①大学ユースの部

|             |           |     |
|-------------|-----------|-----|
| 県大会参加の支部合計数 | 15団体まで    | 1団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 16団体～35団体 | 2団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 36団体～55団体 | 3団体 |

以下これに準ずる。

②室内・混声・同声合唱の部

|             |           |     |
|-------------|-----------|-----|
| 県大会参加の支部合計数 | 30団体まで    | 3団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 31団体～50団体 | 4団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 51団体～70団体 | 5団体 |
| 県大会参加の支部合計数 | 71団体～90団体 | 6団体 |

以下これに準ずる。

ただし、3編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）に各1団体以上含まなければならない。

（2）全国シード合唱団は、上記参加合唱団体数及び推薦数のいずれにも含まれない。

（3）全国シード団体の全国大会演奏順は、九州支部枠の各部の最後とする。

（4）支部長は決められた期日までに支部大会の結果に基づき、前条に定められた出演団体を推薦する。  
なお、演奏音源がない場合は推薦できない。

### （編成区分の変更禁止）

第22条 出演団体は、県大会・支部大会を通じて編成区分を変更することはできない。

## 第7章 審査と表彰・規定違反・出演経費

### （審査と表彰）

第23条 審査及び表彰は、次のとおりとする。

（1）審査

①順位方式とする。

②審査結果は、大会終了後各演奏団体に通知する。

（2）表彰

①各部門別に行う。

- ②全出場団体を金、銀、銅賞により表彰する。
- ③金、銀、銅の決定は、審査員に一任する。
- ④金、銀、銅それぞれのランクに該当する団体がない場合は表彰しない。
- ④ シード団体は金賞で表彰する。
- ⑤ この他に特別賞を贈ることがある。

#### (規定違反の取り扱い)

第24条 開催規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

#### (出演経費)

第25条 出演経費は次のとおりとする。

- (1) 県大会では、各県連が定める参加料を所属する各県連へ納入すること。
- (2) 九州合唱コンクールに出演する団体は、九州支部が定める参加料を納入する。  
参加料は、九州支部が定めた期日までに納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払戻さない。
- (3) やむを得ない事情で九州大会が開催できなくなった場合は、それまでに発生した必要経費を差し引いた金額(送料団体負担)を返金する。
- (4) その他の出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

#### (申込み)

第26条 申し込みは次のとおりとする。

- (1) 参加希望団体は、県大会の際に申込書に所定事項記入の上、参加料を添えて県連事務局へ申込むこと。なお、九州合唱コンクール開催規定と参加申込書は、各県連事務局あてに九州支部より通知する。
- (2) 県連事務局は、県大会終了後に県大会報告書及びコンクール出演団体申込書と九州支部が定める団体参加料(全出場団体分)を九州支部へ納入すること。
- (3) 県連理事長は、県大会終了後、直ちに九州支部事務局宛、九州合唱コンクール出場団体及びその出演順を通知すること。

#### 附則

- 1 この規定は、昭和57年4月1日から(中学校部門は、昭和60年4月1日から)施行する。
  - 一部変更 平成7年11月16日改正(中学校部門、出演資格〔加盟の義務付〕の改定)
  - 一部変更 平成9年2月16日改正(大学部門のA・Bグループ制の導入の改定)
  - 一部変更 平成16年2月15日改正(中高一貫校の出演資格の改定)
  - 一部変更 平成19年2月18日改正(大学部門A・Bグループ廃止に伴う改定)
  - 一部変更 平成22年2月21日改正(出演人数増員の制限措置)
  - 一部変更 平成24年5月19日改正 平成25年度大会から実施(大学職場一般部門の再編成の改定)
  - 一部変更 平成25年2月17日改正(大学職場一般部門の出演資格の改定)
  - 一部変更 平成27年2月18日改正(審査員構成人数の変更)
  - 一部変更 平成27年2月15日改正 平成28年度大会から実施(大職一般部門混声合唱の部・同声合唱の部人数制限の変更)
  - 一部変更 平成28年2月7日改正(審査員構成人数の変更)
  - 一部変更 平成28年9月25日改正(開催県連の出場枠の変更、全国シード団体演奏順)
  - 一部変更 平成29年9月24日改正(出演人数増員の制限措置の変更、審査結果通知方法の変更、県大会実施時期の変更、全国シード団体演奏順の変更、規定違反の取り扱いの変更)
  - 一部変更 平成31年2月10日改正(伴奏楽器の明記、必要経費と参加料の明記、文言整備)
  - 一部変更 2020年2月9日改正(開催規定と参加規定に分割、条文・文言の整理)
  - 一部変更 2021年5月16日改正(出演人数及び資格・県代表・支部代表改訂)
  - 一部変更 2022年5月23日改正(出演人数の変更・中学校・高等学校部門支・大学ユースの部)
  - 一部変更 2025年2月11日改正(中学生部門・高等学校部門出演合唱団資格一部変更)